(2)　当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額及び当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（以下「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る国庫の負担額の見込額の合計額

(二)　翌々年度育児休業給付額予想額

3　厚生労働大臣は、2により育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を変更するに当たっては、育児休業の取得の状況その他の事情を考慮し、育児休業給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の育児休業給付資金を保有しつつ、雇用保険の事業（育児休業給付に係るものに限る。）に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮することとした。（第一二条第九項関係）

三　特別会計に関する法律の一部改正関係

雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費に、教育訓練給付に要する費用で国庫が負担するものを追加することとした。（第一〇一条第二項関係）

四　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の一部改正関係

当分の間、一週間の所定労働時間が一〇時間以上二〇時間未満である雇用保険の被保険者及び当該被保険者であった間の一週間の所定労働時間が一〇時間以上二〇時間未満である受給資格者についても、特定求職者となり得ることとした。（附則第四条関係）

五　施行期日等

1　検討

(一)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二七条第一項関係）

(二)　政府は、育児休業給付の財政状況について不断の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二七条第二項関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第二六条及び第二八条～第三四条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

（法律第二七号）（内閣官房）

1　総則

(一)　目的

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網をいうこととした。（第二条第三項関係）

(2)　この法律において「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって次に掲げる事項に関するものをいうこととした。（第二条第四項関係）

イ　外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ　重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

ハ　イの措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関からの情報

ニ　ロ又はハに掲げる情報の収集整理又はその能力

2　重要経済安保情報の指定等

行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定することとした。（第三条第一項関係）

3　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供

(一)　重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、一定の場合には、他の行政機関等に当該重要経済安保情報を提供することができることとした。（第六条～第八条関係）

(二)　行政機関の長は、公益上特に必要があると認められる一定の業務において重要経済安保情報が利用される場合であって、一定の要件が満たされる場合等には、重要経済安保情報を提供することとした。（第九条第一項関係）

4　適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していること等の基準に適合する一定の事業者（以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができることとした。（第一〇条第一項関係）

5　重要経済安保情報の取扱者の制限

(一)　重要経済安保情報の取扱いの業務は、一定の者を除き、行政機関の長等が直近に実施した6の(一)等の規定による適性評価（結果の通知があった日から一〇年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならないこととした。（第一一条第一項関係）

(二)　(一)の規定にかかわらず、行政機関の長等が特定秘密保護法の規定により直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、結果の通知があった日から五年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとした。（第一一条第二項関係）

6　適性評価

(一)　行政機関の長は、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施することとした。（第一二条第一項関係）

(二)　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）の同意を得て、一定の事項についての調査（以下「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施することとした。（第一二条第二項及び第三項関係）